

微生物評価指針(暫定版)改訂に係る起草会議での議論について

微生物評価指針(暫定版)改訂に係る起草作業については、第1回起草会議(9月29日)及び第2回起草会議(10月28日)を開催し議論を行った。起草会議では、まず、今般、微生物評価指針(暫定版)を改訂する目的を改めて確認し、改訂目的を踏まえ全体的な構成について、以下のとおりとすることとした。

改訂目的

- ◆ 食品安全委員会が評価を実施する上で、指針としての文書上の整理を行う
(一貫性、透明性を担保する)
- ◆ これまでの国内外の評価実績を踏まえて、最新の科学的知見を含めて指針の更新を行う

全体構成

- ◆ 食品安全委員会が作成している他の評価指針も参考にして整合性を図り、全体的な構成を変更
 - 改訂案では、背景・目的等を記載した第一章「総則」(仮題)と、リスク評価に係る内容を記載した第二章「各論」(仮題)の2部構成に再編成。
 - 暫定版の「2 自らの判断により食品健康影響評価を行うべき案件の選定」及び「3 リスク管理機関から諮問を受ける場合に必要となる事項」は、諮問に関する一般的な手続きであることから改訂案には記載しない。
- ◆ 評価指針本体とは切り離して、別途、微生物・ウイルス専門調査会において、評価を実施するに当たっての実践的な「手引書(仮題)」を作成
 - 暫定版に記載されている内容も含めて、基本的な考え方については指針本体に記述し、具体的な方法論、モデル、評価事例等の詳細については、「手引書(仮題)」に集約する。

※改訂方針に基づく新たな評価指針改訂案の目次は資料2 p.5 のとおり